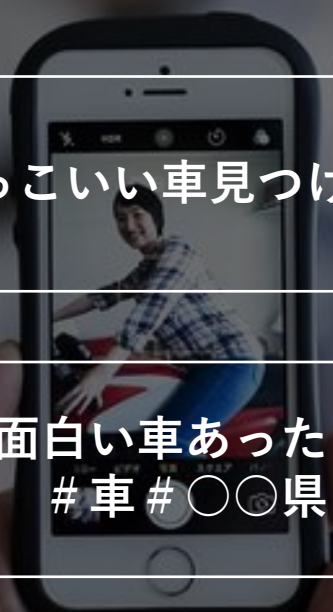


【その投稿大丈夫？】他人の車やバイクのナンバーを ネットへ無断投稿する違法性とは？



かっこいい車見つけた！

面白い車あったw
#車#〇〇県

他人の車やバイクなどを撮影し、SNSやネットに公開した経験はありませんか？

車などのナンバーがはっきりとわかってしまう状況では、「個人情報さらされてしまった」と不安に思う人もいるかと思います。

車などのナンバーをネット上で公開することは違法なのでしょうか？

このページでは車のナンバーに関する取扱いと違法性について解説します。

もくじ

1. 車やバイクのナンバーは個人情報に該当する？
2. ナンバー投稿が問題になるケースとは
3. ドライブレコーダーの動画であれば問題ないのか
4. まとめ | 相手の立場になって考えよう！

1. 車やバイクのナンバーは個人情報に該当する？

総務省が公表した資料によると、**ナンバープレートは個人情報には該当しない**と考えられています。

ナンバープレートの番号からその登録名義人を照会することは容易ではないことから、個人識別性を欠き、「個人情報」には該当しないと考えられる。

【引用】利用者視点を踏まえたITCサービスに係る諸問題に関する研究会／総務省

ナンバープレートから個人情報を特定するには、請求理由の明示と車体番号（車検証に記載されている）が必要になるので、一般の人がネットで見かけたという動機だけでそれらの手続きを行うのはかなり難しいと考えられます。

そのため、車のナンバーだけがネットに公表されたとしても、直ちに個人情報が流出したとは言いにくいでしょう。

ポイント

個人情報とは、「**個人に関する情報**」でありそれにより「**特定の個人を識別できる情報**」を指します。

例えば、「佐藤さん」と言っても全国で何万人もいますが、出身校や地域、勤務先などの情報を記載することで個人を特定できるようになってしまいます。

2. ナンバー投稿が問題になるケースとは

ナンバープレートと一緒にネットで公表されたものに個人情報をも特定できる情報がある場合は、その投稿者は『**所有者のプライバシー侵害**』や『**肖像権侵害**』で民事責任を追及される可能性があります。

例えば、写真に車の所有者の顔が映りこんでいたり、写真と一緒に文章などでその人の**個人情報と一緒に公表されていたりする状況**であれば、民事上違法となる可能性はあるでしょう。



NG内容の例

- ・顔が写りこんでいる
- ・氏名や住所の書き込みがある
- ・所属する会社名・役職名が記載されている など

投稿には最新の注意が必要です！

3. ドライブレコーダーの動画であれば問題ないのか

ドライブレコーダーの晒し動画も**個人を特定できる情報が映っていない場合には、特に問題となる可能性は低い**でしょう。

しかし、こちらも個人が特定できるようなものが映り込み、無許可で投稿されたものであれば違法となる可能性があります。

こんな判例も…

タクシー乗車中に撮影されたドライブレコーダーの動画を乗務員が無断で報道機関へ提供した事件。

これにより、テレビ番組で放送され、ネットでも拡散され精神的苦痛を受けたとして、著名な歌手である原告がタクシー会社を訴えました。裁判所は

本件提供行為の目的に公益性が認められず、本件映像が必ずしも秘匿性・プライバシー性の低い情報とはいえず、本件提供行為に至る経緯にやむを得ない事情が認められないことからすれば、本件提供行為が正当行為として違法性を阻却されることはない

として、タクシー会社に220万円の損害賠償の支払いを命じました。(平成31年1月16日 東京地裁 WestlawJAPAN 2019WLJPCA01166002)

4.まとめ | 相手の立場になって考えよう！

ネットは世界中とつながれるため、「絶対大丈夫」ということはありません。

たまたま車の所持者がその投稿を見てしまったり、所持者の近所の人が見て、コメントなどで所持者の個人情報を発信してしまったりする可能性があります。

気付かない間に知らない人から私物(車やバイク)を撮影され、勝手にネットへ投稿され、不特定多数の目に晒されたらとても怖いですね。



法的な違法性がなくとも人の車などを勝手に撮影し、投稿する行為は絶対にやめましょう。

また、たまたま車などが写りこんでしまった場合、トリミングして車ごと削除するか、ナンバープレートを隠すなどの加工を施すようにしましょう。